

高等学校及び中等教育学校の後期課程	二、四〇〇円	七、四〇〇円
特別支援学校の小学部	五〇〇円	五〇〇円
特別支援学校の中学校部	六〇〇円	九〇〇円
特別支援学校の高等部 (授業料の徴収方法等)	七〇〇円	一、八〇〇円

第五条 各年度に係る授業料の徴収は、当該年度において、学期その他の期間に区分して行うこととする。ただし、学生又は生徒等の申出があつたときは、一括して徴収することができる。

第六条 当該年度における在学期間が十二月に満たない者の授業料は、授業料の年額の十二分の一に相当する額に在学する月数（二月末満の端数があるときは、これを一月とする。）を乗じて得た額を徴収することを原則とする。

2 乗船実習科については、前項中「十二月」とあるのは「六月」と、「十二分の一」とあるのは「六分の一」とする。

第七条 入学料は、入学を許可するときに徴収することを原則とする。

(検定料の徴収方法)

第八条 検定料は、入学、転学、編入学又は再入学の出願（第四条に規定する場合を含む。）を受理するときに徴収することを原則とする。

(寄宿料の額及び徴収方法)

第九条 寄宿舎の寄宿料の額及び徴収方法は、当該寄宿舎の居室の面積、建築後の経過年数、構造その他の事情を考慮して、各国立大学法人の規則で定める。

2 前項の寄宿料の額を定めるに当たっては、学生又は生徒等の経済的負担を勘案した適正な額とするよう配慮しなければならない。

(授業料等の上限額等)

第十条 国立大学法人は、国立大学及び国立大学に附属して設置される学校の授業料の年額、入学料又は入学等に係る検定料を定めようとする場合において、特別の事情があるときは、第二条第一項若しくは第三項、第三条第二項又は第四条の規定にかわらず、これらに規定する額にそれぞれ百分の百二十を乗じて得た額を超えない範囲内において、これらを定めることができる。（経済的負担の軽減のための措置）

第十一条 国立大学法人は、経済的理由によって納付が困難であると認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対し、授業料、入学料又は寄宿料の全部若しくは一部の免除又は徴収の猶予その他の経済的負担の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(雑則)

第十二条 大学、大学院又は専修学校に在学する者うち学生又は生徒以外の者に係る費用及びこの省令に規定する費用以外の費用に関しては、国立大学法人が定める。

附 则

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(平成十九年四月一日)

附 则

(平成十九年三月三〇日文部科学省令第七号)

第一条 この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。

附 则

(平成二八年三月二二日文部科学省令第四〇号)

第一条 この省令は、公布の日から施行し、平成十九年度に係る授業料、入学料及び検定料から適用する。

附 则

(平成二八年三月二二日文部科学省令第四〇号)

第一条 この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年十二月二十六日）から施行する。

附 则

(平成二八年三月二二日文部科学省令第四〇号)

第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十一年三月三十一日に国立学校設置法の一部を改正する法律（平成十四年法律第二十一条号）による改正前の国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）第三条第一項の表及び第三条の三第一項に掲げる大学に在学する者並びにその者が属することとなる年次に平成十一年四月一日以後に転学、編入学又は再入学をした者であつて、当該大学を卒業するため又は当該大学の大学院の課程を修了するため必要である教育課程の履修を、国立大学法人別表第一の第二欄

に掲げる国立大学において行うこととなる者の授業料の額は、第二条第一項及び第十条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 平成十六年三月三十一日以前に国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

（平成十五年法律第百十七号）第二条の規定による廃止前の国立学校設置法第三条第一項の表に掲げる大学に附属して設置された高等学校、中等教育学校の後期課程、盲学校、聾学校及び養護学校の高等部若しくは幼稚部、幼稚園又は同法第九条に規定する養護学校の幼稚部に在学する者であつて、当該学校等を卒業するため又は当該教育課程を修了するため必要である教育課程の履修を、前項に規定する国立大学に附属して設置される幼稚園、高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の幼稚部若しくは高等部（以下「幼稚園等」という。）において行うこととなる者の授業料の額は、第二条第一項及び第十条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成十六年四月一日以後に幼稚園等に転学、編入学又は再入学をする者であつて、前項に規定する者が属することとなる年次に在学する者の授業料の額は、第二条第一項及び第十条の規定にかかわらず、前項の規定によりなお従前の例によることとされた額と同額とする。

附 则

(平成一七年三月三一日文部科学省令第二〇号)

第一条 この省令は、公布の日から施行し、平成十七年度に係る授業料から適用する。

附 则

(平成一八年三月三一日文部科学省令第一四号)

第一条 この省令は、公布の日から施行し、平成十八年度に係る授業料、入学料、検定料及び寄宿料から適用する。

附 则

(平成一九年三月三〇日文部科学省令第五号)

第一条 この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。

附 则

(平成一九年三月三〇日文部科学省令第七号)

第一条 この省令は、公布の日から施行し、平成十九年度に係る授業料、入学料及び検定料から適用する。

附 则

(平成二八年三月二二日文部科学省令第四〇号)

第一条 この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年十二月二十六日）から施行する。

附 则

(平成二八年三月二二日文部科学省令第四〇号)

第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。